

令和8年度 桐生市群馬大学生就労型 人材活用推進事業奨励金



桐生市では、群馬大学理工学部または理工学府（以下「大学」という）に在籍する学生を非正規雇用（アルバイト）として受け入れ、各種専門分野を学ぶ学生の知識等を活用した企業活動を行おうとする市内企業へ奨励金を交付します。

企業の メリット

- 有能な若手人材が有する専門知識等を、自社の企業活動に活用することができます。
- 奨励金の受給により、人件費相当額が軽減されます。
- 企業と学生の関係が構築され、将来的な企業の人材確保につながることを期待されます。

1 奨励金対象事業

大学に在籍する学生を市内企業が雇用契約を締結して行う有償就労。但し、令和8年度内における就労時間が50時間以上となること。

2 対象者

- ✓ 学生が大学で学ぶ専門知識等を企業活動に活用※しようとする「製造業」「情報通信業」等に該当する市内中小企業
- ✓ 市税を滞納していないこと。

※学生が大学で学ぶ専門知識等の活用を目的とする就労であることが必要です。

接客業務や単純な事務作業等の就労は奨励金の対象になりません。

3 対象経費、奨励金上限額

対象経費：学生の雇用に伴う人件費相当額（賃金※・通勤手当・雇用保険料）

※賃金は労働基準法第28条に規定する最低賃金を上回るものとする。

奨励金額：1社につき上限20万円(人件費相当額の1/2の額)

《注意》奨励金の額の確定後の精算払いとなります。

4 募集期間・補助対象期間

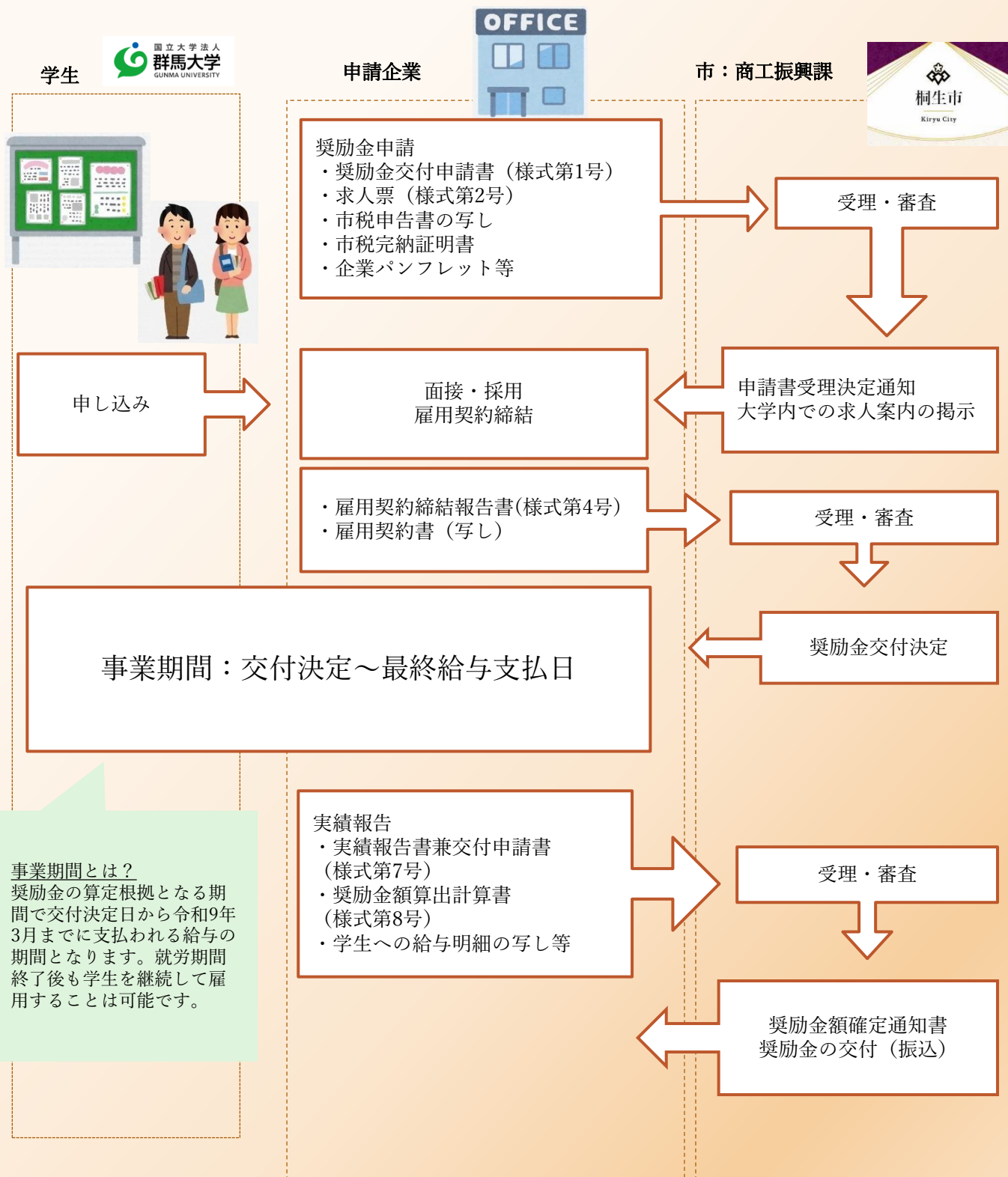
募集期間：予算の範囲内で先着順（令和8年度の予算額100万円）

《注意》交付申請額が予算額に達した場合は募集終了となります。

事業対象期間：交付決定日～令和9年3月31日

実績報告提出：事業が完了した日から起算して30日以内

5 手続きフロー



事業期間とは？

奨励金の算定根拠となる期間で交付決定日から令和9年3月までに支払われる給与の期間となります。就労期間終了後も学生を継続して雇用することは可能です。

問い合わせ・お申込みはこちらから！

〒376-8501

桐生市織姫町1番1号

桐生市 商工振興課 産業立地戦略担当

TEL：0277-32-4120 (直通)

FAX：0277-43-1001

E-mail:shoko@city.kiryu.lg.jp

➤ 申請書は桐生市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kiryu.lg.jp/sangyou/1018120/hojo/1023861.html>

